

記者発表資料 2枚

平成30年 6月 6日
福島県土木部建築指導課

平成30年度新規事業「福島県空き家再生・子育て支援事業」の募集を開始します。

市町村が取り組む空き家対策と連携し、子育て世帯の居住の安定確保を図ることを目的として、県内の子育て世帯が市町村の空き家バンク等を活用して取得した空き家の改修等に補助金を交付します。

以下により、本年度からの新規事業として募集を開始しますのでお知らせします。

- 1 募集期間等 平成30年6月8日（金）～平成30年12月28日（金）（20戸程度）
※先着順、予算枠に達した時点で終了します。
- 2 補助を受けることができる方（以下のすべてに該当）
 - ① 県内の賃貸住宅に居住している方
 - ② 空き家を改修し自ら居住する子育て世帯の方
- 3 補助要件（以下のすべてに該当）
 - ① 空き家バンク等を通じ、平成30年4月1日以降に取得した空き家であること。
 - ② 改修等は、平成30年4月1日以降の請負契約に基づき行うこと。
 - ③ 原則として、補助金の交付申請年度内に子育て世帯で定住を開始すること
 - ④ 交付申請を事業完了日（予定）の属する年度の改修等の完了前に行うこと
- 3 補助の内容
 - (1) 空き家のハウスクリーニング等 補助上限40万円／戸
※空き家の改修に合わせて実施する場合に限りです。
 - (2) 空き家の改修 内外装やトイレ・浴室等の水廻りの改修に対し工事費の1／2（補助上限150万円／戸）
※一定の延べ面積水準以上である場合は補助上限190万円／戸
- 4 申請窓口 対象の空き家がある市町村を所管する県建設事務所（別紙をご覧ください。）
- 5 その他 この事業の補助金交付要綱や申請様式等は、県建築指導課ホームページ（県トップページから「空き家 子育て」で検索）を御覧ください。

【問い合わせ先】

土木部 建築指導課
（担当者）主幹 佐瀬 守昭
電話 024-521-7522 内線 3667
FAX 024-521-7955

(別紙) 県建設事務所一覧

県北建設事務所 (建築住宅課)	福島市杉妻町 2 番 16 号 (福島県庁北庁舎 6F)	TEL024-521-2575
県中建設事務所 (建築住宅課)	郡山市麓山 1 丁目 1 番 1 号 (福島県郡山合同庁舎 北分庁舎 1F)	TEL024-935-1462
県南建設事務所 (建築住宅課)	白河市昭和町 269 番地 (白河合同庁舎 2F)	TEL0248-23-1636
会津若松建設事務所 (建築住宅課)	会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎 3F)	TEL0242-29-5461
喜多方建設事務所 (建築住宅課)	喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3 (喜多方合同庁舎 2F)	TEL0241-24-5727
南会津建設事務所 (建築住宅課)	南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (南会津合同庁舎 3F)	TEL0241-62-5337
相双建設事務所 (建築住宅課)	南相馬市原町区錦町一丁目 30 (南相馬合同庁舎 2F)	TEL0244-26-1223
いわき建設事務所 (建築住宅課)	いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎 2F)	TEL0246-24-6134
県庁土木部 建築指導課	福島市杉妻町 2-16 (福島県庁西庁舎 4F)	TEL024-521-7528